

内部統制制度の導入について

令和 2 年 3 月 1 6 日  
総 務 部 行 政 改 革 推 進 課

令和 2 年 4 月 1 日施行の地方自治法等の一部を改正する法律において都道府県に義務付けられている内部統制に係る方針の策定及び体制の整備について、以下のとおり行うこととし、千葉県コンプライアンス委員会の意見を聴いた上で千葉県コンプライアンス推進本部会議に諮る。

1 法令の定め

- (1) 改正後の地方自治法（以下「法」という。）第 1 5 0 条第 1 項の規定（方針の策定と体制の整備）  
本条により、知事が担任する「財務に関する事務」について、
- ・法令に基づいて適正に行うための方針（「千葉県内部統制基本方針」と称する。）を定めること
  - ・方針に基づき内部統制を推進・評価するための体制を整備することが求められている。
- (2) 同条第 3 項の規定（方針の公表）  
本条により、「千葉県内部統制基本方針」を定めたときは、これを公表とすることとされている。  
└ 方針の策定及び公表は令和元年度中に行う

2 千葉県内部統制基本方針（別添）の考え方

- (1) 内部統制の目的及び取組
- 「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（総務省作成。以下「ガイドライン」という。）によると、内部統制の導入により、以下の 4 つの目的が達成されることが求められている。
- ア 業務の効率的かつ効果的な遂行  
業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行すること
- イ 財務報告等の信頼性の確保  
組織の財務報告又は非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すること
- ウ 業務に関わる法令等の遵守  
業務に関わる法令その他の規範を遵守すること
- エ 資産の保全  
資産の取得、使用及び処分が正当な手続及び承認の下に行われるよう、資産の保全を図ること
- これら 4 つの目的を達成することにより、最終的な目的である「県民に信頼される県政の確保」を目指し、そのための取組について方針に記載する。

(2) 内部統制の対象事務

以下により、当面は「財務に関する事務」を対象とする。

| 事務の種別       | 根拠法例等                        | 考え方                                                                                          |
|-------------|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 財務に関する事務    | 法第 1 5 0 条第 1 項第 1 号         | 法令による義務であるため、 <b>対象とする</b>                                                                   |
| 総務省令で定める事務  | 総務省令は制定されていない<br>(当面制定見込みなし) | <b>対象となる事務はない</b>                                                                            |
| 知事が必要と認める事務 | 法第 1 5 0 条第 1 項第 2 号         | 以下の理由により、 <b>当面は定めない</b><br>・財務に関する事務に係る内部統制体制の整備に集中的に取り組む必要があること<br>・法施行後の情勢を踏まえて検討すれば足りること |

(3) 内部統制の対象組織

内部統制の対象となる執行機関及び公営企業については、以下のとおり整理する。

| 組織の種別  | 内部統制の対象        | 考え方                                                                                                                                                                                               |
|--------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 知事部局   | 全て対象となる        | 知事の担任意務は当然に内部統制の対象となる。                                                                                                                                                                            |
| 他の執行機関 | 財務に関する事務は対象となる | 知事による会計事務の監督（法第 149 条第 5 号）、予算の執行に関する知事の調査権（法第 221 条第 1 項）、公有財産に関する知事の総合調整権（法第 238 条の 2 第 1 項）などの規定を踏まえ、他の執行機関に係る財務に関する事務は、知事の権限に基づく内部統制の対象となる。<br>なお、他の事務を内部統制の対象とする場合は、知事の権限が及ぶ範囲について別途の検討を要する。 |
| 公営企業   | 対象とはならない       | 地方公営企業法第 8 条の規定により、公営企業の事務は管理者の責任により執行されるため、知事の権限に基づく内部統制の対象外となる。                                                                                                                                 |

(4) 内部統制の体制及び監査委員との連携

ガイドラインの定めを踏まえ、「内部統制推進部局」として「スマート県庁推進室」を、「内部統制評価部局」として「リスクマネジメント推進室」を、いずれも総務部行政改革推進課内に新設する。  
なお、内部統制におけるそれぞれの室の役割と、具体的な取組は、以下のとおりとなる。

| 組織の名称                      | 内部統制における役割                                                                          | 具体的な取組                                                                                          |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| スマート県庁推進室<br>(内部統制推進部局)    | ・県が取り組むべき内部統制について検討する。<br>・内部統制に関する方針の策定に係る実務を担う。<br>・方針に基づく内部統制体制の整備及び運用を全庁的に推進する。 | ・事務の適正な執行を確保するため全庁的な「リスク評価シート」の作成を推進する。<br>・既存の事務ミス防止のための取組を継続して実施する。                           |
| リスクマネジメント推進室<br>(内部統制評価部局) | ・内部統制の整備状況及び運用状況について独立的評価を行う。<br>・内部統制評価報告書を作成する。                                   | ・当該年度における内部統制の評価方法を取りまとめる。<br>・監察等を通じて内部統制の運用状況についてモニタリングを行う。<br>・不祥事が発生した際は、原因等を検証し、再発防止策を講じる。 |

3 内部統制の体制（右図）

(1) コンプライアンス推進本部

知事を本部長とする会議を活用し、内部統制の推進を総括する役割を担う。

(2) コンプライアンス委員会

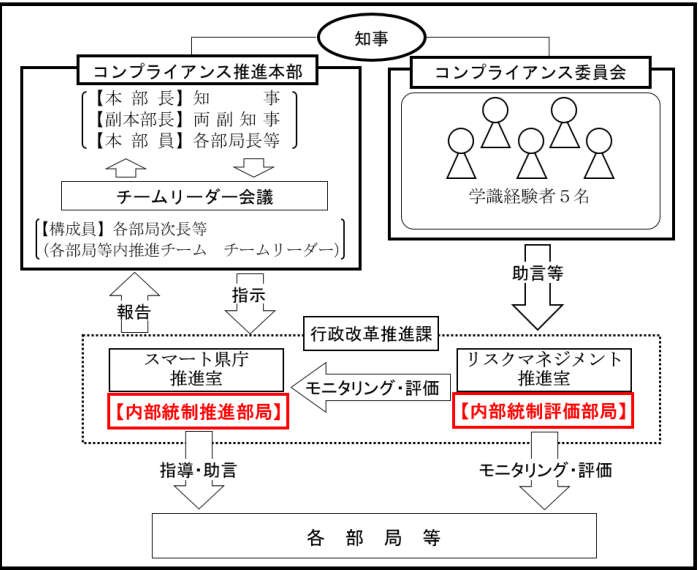
知事による事務の管理及び執行が適法かつ適正に行われることを確保するため、必要な事項について意見を具申する。

(3) コンプライアンス推進チームリーダー会議

各部局における内部統制の実務を総括する役割を担う。

(4) スマート県庁推進室【新設】

(5) リスクマネジメント推進室【新設】



## 千葉県内部統制基本方針（案）

千葉県では、平成22年3月に策定した「千葉県コンプライアンス基本指針」に基づき、県民に信頼される県政を確立するため、コンプライアンスの推進に取り組んできました。

そして、令和2年4月に施行される改正後の地方自治法で定める内部統制制度について、これまでのコンプライアンス推進のための一連の取組を踏まえて、同法第150条第1項の規定による方針を次のとおり定め、内部統制体制の整備及び運用に取り組めます。

### 1 内部統制の目的及び取組

千葉県では、次の4つの目的を達成することにより、最終的な目的である「県民に信頼される県政の確保」に努めます。

#### (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の執行に関する一連のプロセスを明らかにするとともに、業務に潜むミスや不正などのリスクを把握し、その対策を講じることにより、効率的かつ効果的に業務を遂行します。

#### (2) 財務報告等の信頼性の確保

財務報告や県政に関する報告等の信頼性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、適正な手続による報告等の作成、情報の適切な保管及び管理に取り組めます。

#### (3) 業務に関わる法令等の遵守

毎年度策定する「千葉県コンプライアンス推進計画」に基づき、職員の法令遵守を徹底し、社会からの要請に応えます。

#### (4) 資産の保全

県が保有する財産及び現金は、県民共有の資産であるため、その適切な保全及び有効活用が図られるよう、適正な手続に基づく取得、使用、管理及び処分を行います。

### 2 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は、「財務に関する事務」とします。

### 3 内部統制の対象組織

内部統制の対象組織は、知事部局のほか、知事の権限が及ぶ範囲内で、他の執行機関（議会事務局や各行政委員会など）も対象組織とします。

### 4 内部統制の体制及び監査委員との連携

内部統制による取組が適切に行われることを確保するため、内部統制体制の整備及び運用に取り組む推進組織と、内部統制体制の整備及び運用状況を評価する評価組織を設置します。

また、監査委員による監査が、内部統制に依拠したものとして、効率的かつ効果的に行われるよう、情報共有や意見交換による連携を図ります。

令和 2年 3月 日

千葉県知事